

●香川県監査委員公表第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年12月5日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 香川芳文
同 高城宗幸

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について 証紙を貼付した書類について、袋とじで保存していないものがあった。（都市計画課）</p> <p>イ 支出について （ア） 高速道路利用に係る通勤手当について、前年の利用月の利用証明書で確認していたため、支給額が過少になっているものがあった。（高松土木事務所） （イ） 物品の購入について、物品購入伺が作成されていないものがあった。（都市計画課） （ウ） 補助金において、補助事業者が補助事業の実施箇所を変更したときは、補助金額の変更を生じない場合であっても、交付要綱に基づき変更交付申請書の提出を求めた上、変更交付決定を行う必要があった。（下水道課） （エ） 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。（技術企画課）</p>	<p>ア 収入について 証紙を貼付した書類について、直ちに袋とじで編さんした。今後は、香川県証紙条例施行規則等に基づき、袋とじで保存するよう、主担当及びグループリーダーに周知徹底した。</p> <p>イ 支出について （ア） 通勤手当の差額を直ちに支給するとともに、今後は、複数の職員で確認を行うなどの再発防止に努め、適正な事務処理を徹底する。 （イ） 今後、物品を購入する際には、物品購入伺を作成するよう職員に周知徹底した。また、執行伺に物品購入伺を添付し、その都度の確認を徹底する。 （ウ） 今後、補助事業者が補助事業の実施箇所を変更しようとするときは、補助金額の変更が生じない場合であっても、交付要綱に基づき変更交付申請書の提出を求め、変更交付決定を行う。 （エ） 未払いの旅費を直ちに支給した。今後は、自家用車公務使用申請書と旅費システムの入力内容の照合確認を徹底する。</p>

	<p>(オ) 出張における宿泊場所での駐車場利用料金について、旅費として支給される定額の宿泊料に含まれているにもかかわらず、前渡金で支払っているため、返納させる必要がある。(河川砂防課)</p> <p>(カ) 県道と鉄道の交差点における高架橋架設工事を鉄道事業者に委託する場合、県から工事材料を支給するときは、その取扱いについて契約書に明記する必要がある。(道路課)</p>	<p>(オ) 前渡金として支給した宿泊場所での駐車場利用料金を直ちに返納した。今後は、旅費のQ&A等を熟読し、再発防止を図る。</p> <p>(カ) 今後、鉄道事業者との委託契約において、県から工事材料を支給するときは、その取扱いについて契約書に明記する。</p>
--	---	--